

## 大阪市東淀川区利用者支援専門員業務を行う会計年度任用職員募集要項

### 1 募集人数

1名

### 2 業務内容

「大阪市利用者支援事業実施要綱」に定める、一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを業務とし、主に以下の職務を遂行する。

- (1) 本区に開設した相談窓口において、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用にあたって申込方法等を教示する(利用者相談対応、乳幼児健康診査時相談対応)
- (2) 子育て家庭に対して相談面接・アセスメントを行い、その家庭が置かれている状況・課題を把握する(利用者相談対応、乳幼児健康診査時相談対応)
- (3) 子育て家庭の課題に対して、相談者の意向を尊重し、適切な区役所窓口、関係機関の情報提供を行うなど、円滑な利用につながるよう必要な支援を行う(利用者相談対応)
- (4) 障がい児等を養育する家庭からの相談等についても、東淀川区役所及び指定障がい児相談支援事業所等と連携し、利用可能な各種障がい福祉関連サービスに迅速につなげるといった適切な対応が図られるよう努める(利用者相談対応、子育て関係部署との連携、子育て支援機関との連携)
- (5) 子育て支援に関する社会資源、地域の子育てに関する課題等を把握し情報の整理を行う  
(子育て支援機関との連携、子育て支援事業者連絡会、子育てサロン連絡会、子ども・子育てプラザとの連携)
- (6) 関係機関からの子育て支援に関する相談に対し、必要な情報提供等を行う(子育て支援事業者連絡会、子育てサロン連絡会)
- (7) 子育て支援に関する講座(出前講座)を行う
- (8) その他、利用者支援事業を円滑にするために必要な諸業務

### 3 応募資格

#### (1) 以下のいずれかに該当する者

- ア 子育て支援に関する専門知識を有する保育士、社会福祉士、精神保健福祉士、その他対人援助に関する有資格者
- イ 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ウ 4年以上社会福祉に関する業務に従事した者

エ 前各号に準ずる者であつて、利用者支援専門員として必要な知識経験を有する者

(2) 地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない者

【地方公務員法第16条(抜粋)】

(欠格事項)

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

以上(1)、(2)の受験資格を満たす者がこの試験を受けることができます。

年齢、学歴は問いません。なお、この職は日本国籍を有しない方は受験できません。

#### 4 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 翌年度同一の職務内容の職が引き続き設置される場合、2回までは再度任用される場合があります。

#### 5 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

午前9時から午後5時15分又は午前9時15分から午後5時30分

週4日30時間(月曜日から金曜日のうち本市が指定する4日間)

※ 必要に応じて時間外勤務に従事していただきます。

(2) 休日

土曜日、日曜日、月曜日から金曜日のうち所属長が指定する1日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始(12月29日から1月3日)

(3) 勤務場所

大阪市東淀川区豊新2丁目1番4号

大阪市東淀川区役所保健福祉課(子育て・教育)

(4) 報酬等

報酬	176,436円～238,032円
----	-------------------

期末・勤勉手当(6月、12月に支給)	644,871円～1,106,847円
年収見込(令和8年4月1日から令和9年3月31日)	2,762,103円～3,963,231円

- ※ 採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。
- ※ 期末・勤勉手当は、実際の勤務日数によって変動する可能性があります。
- ※ 上記の他に通勤手当や勤務実績に応じた手当(超過勤務手当等)が支給されます。  
上記の報酬等は、募集時点のものですが、給与改定等により今後変更されることあります。

#### (5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数 12日 付与期間:令和8年4月1日(任用日)から令和9年3月31日(任期満了日)
特別休暇	<p>【有給】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夏季休暇 ・忌引休暇 ・結婚休暇 ・災害等の出勤困難な場合</li> <li>・産前産後休暇 ・配偶者分べん休暇 ・育児参加休暇 等</li> </ul> <p>【無給】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生理休暇 ・妊娠障害休暇 ・育児時間休暇</li> <li>・子の看護等休暇※1 ・短期介護休暇※1 ・ドナー休暇</li> </ul> <p>(※1)別途取得要件あり</p>

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。(別途取得要件あり)

#### (6) 社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険

#### (7) 服務

- ア 地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
- イ 営利企業への従事(兼業)については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

### 6 選考日時及び選考会場

日時:令和8年3月6日(金)午後1時15分開始(午後1時00分集合)

場所:東淀川区役所 304会議室及び402会議室

※ 口述(面接)試験は筆記試験終了後に実施します。登録試験は口述(面接)試験をもって終了しますので、終了時間は、受験者ごとに異なります。

## 7 選考方法

- (1) 筆記(論文)試験
- (2) 口述(面接)試験

※ 合格者の決定は、筆記(論文)試験、口述(面接)試験を総合的に判定し決定します。(合格基準を定めていますので、一定の基準に達しない場合は不合格となります。)  
※ 合否については、受験者全員に通知します。(令和8年3月 13 日(金)発送予定)

## 8 任用の方法及び時期

- (1) 任用候補者登録試験の合格者を任用候補者名簿に登録します。
- (2) 任用候補者名簿の中から成績順に令和8年4月1日付け任用予定者を決定し、本人に内定通知をします。
- (3) 令和8年4月1日付け任用予定とならなかった候補者については、その旨を本人に通知します。なお、任用候補者名簿の有効期限は、任用候補者登録試験の合格発表の日から令和9年3月 31 日までとなりますが、期間中に欠員が発生しない場合は、結果として任用されません。
- (4) 任用予定者に対しては、受験資格の確認ができる書類等を提出するよう、内定通知の際にご案内します。本区が定める期日までに書類の提出がされない場合は任用予定を取り消します。

## 9 申込方法

- (1) 受付期間

令和8年2月 17 日(火)まで(必着)

- (2) 提出書類

- 大阪市東淀川区利用者支援専門員業務を行う会計年度任用職員試験受験申込書 1通  
※ 過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。  
※ 大阪市東淀川区利用者支援専門員業務を行う会計年度任用職員試験申込書は本市所定の様式に限ります。
- 返信用封筒(受験票送付用) 1通  
※宛先を明記し、110円切手を貼付してください。  
※返信用封筒は定型封筒(長形3号)を使用してください。
- 申し立て書 1通  
申し立て書は、本市所定の様式に限ります。
- 応募資格の確認ができる書類(社会福祉士登録証等の写し) 1通  
(提出期限に受験資格を証明する書類が間に合わない場合は、選考日にご提出いただくことも可能です。)

### (3) 提出方法

提出書類一式を封筒(定型外封筒角形2号を使用してください。)に入れ、郵送の場合は、必ず簡易書留にて送付してください。簡易書留以外の方法により送付された場合の事故については責任を負いません。

また、郵便料金不足の場合は、受け付けません。

なお、持参による場合は、受付期間(土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時30分まで)に、大阪市東淀川区豊新2丁目1番4号 東淀川区役所保健福祉課(子育て・医療助成)2階25番窓口へ提出してください。

### (4) 提出先

〒533-8501 大阪市東淀川区豊新2丁目1番4号

東淀川区役所 2階 保健福祉課(子育て・教育)

※ 封筒の表に「大阪市東淀川区利用者支援専門員業務を行う会計年度任用職員受験申込書等在中」と朱書きで明記してください。

### (5) 受験票等の送付

令和8年3月4日(水曜日)までに受験票が届かない場合は、東淀川区役所保健福祉課(子育て・教育)まで、必ずご連絡ください。

## 10 その他

- (1) 提出書類の不備がある場合は返送することがあります。なお、このために生じた申込みの遅延については、一切責任を負いません。
- (2) 提出書類はお返しいたしません。受験に際して東淀川区が収集した個人情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」に基づき適正に管理します。
- (3) 筆記(論文)試験開始時刻により、15分以上遅刻した場合は受験をお断りする場合があります。
- (4) 受験資格がないこと並びに申込の内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。
- (5) 本採用は令和8年度予算の発効をもって有効とします。

## 11 問合せ先

東淀川区役所 保健福祉課(子育て・教育)

〒533-8501 大阪市東淀川区豊新2丁目1番4号

電話:06-4809-9850 FAX:06-6327-2840